

# 監 査 報 告 書

令和6年5月23日

社会福祉法人 八重山会

理事長 北郷 利美 殿

監事 玉利 勇治



監事 山元 弘毅



私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。さらに、必要に応じて会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行いました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は、次に示す事実を除いて、認められません。  
障がい者虐待防止法、社会福祉法等に基づく、虐待問題について速やかに是正す

ること。報酬請求に係る不適切な請求については、行政庁の指示に基づき適切に処理すること。

③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当と認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

① 全ての計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上